

事務連絡
平成 29 年 7 月 3 日

各正会員
事務局責任者 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

省 CO2 型リサイクル高度化設備導入促進事業の 2 次公募開始 及び説明会の開催について (周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策に効果的な対策として、処理施設等の導入の際、省エネ型の処理設備を導入する事が有効であります。

このような状況の中、標題に関する事業の 2 次公募及び説明会開催のお知らせが、環境省及び執行団体ホームページで公表されました。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、執行団体HP等をご確認頂ければと存じます。

記

【事業名】 省 CO2 型リサイクル高度化設備導入促進事業

(平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

【概要】 使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源 CO2 の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とし、省 CO2 型のリサイクル高度化設備の導入費用について補助する。(公募する補助対象事業は、下記 3 つのいずれかの事業。事業要件は、別添参照。)

- ①複数樹脂同時選別設備導入事業
- ②非鉄金属高度破碎・選別設備導入事業
- ③店頭設置型圧縮・破碎設備導入事業

【URL】

https://www.jwrf.or.jp/subsidiary/save_co2/current/about_secondary.html#

【公募期間】 (上記①②) 平成 29 年 7 月 3 日 (月) ～平成 29 年 8 月 31 日 (木) 17 時必着
(上記③) 平成 29 年 7 月 3 日 (月) ～平成 29 年 9 月 15 日 (金) 17 時必着

【連絡先】 (公財) 廃棄物・3R 研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 J E I 両国ビル 8 階

TEL : 03-5638-7162 FAX : 03-5638-7165

担当 : 金井、久松、井草

E-mail : r.koudoka-1@jwrf.or.jp

(連合会担当 : 横山)

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業)の公募(第二次)について

環境省では、使用済製品等の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための設備の導入を支援する「省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業」を実施しています。

今年度、当該事業に係る補助事業者(執行団体)に採択した公益財団法人 廃棄物・3R研究財団において、7月3日(月)から第二次公募を行うこととなりましたのでお知らせします。

1. 事業の概要

「省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業」は、省CO2型リサイクル高度化設備を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的としています。

省CO2型のリサイクル高度化設備の導入費用について、1/2を上限に補助します。

2. 公募する補助対象事業

公募する補助対象事業は、次の3つのいずれかの事業です。

- ① 複数樹脂同時選別設備導入事業
- ② 非鉄金属高度破碎・選別設備導入事業
- ③ 店頭設置型圧縮・破碎設備導入事業

3. 公募実施期間

- 1) 2. の公募する補助対象事業の①、②

平成29年7月3日(月)～8月31日(木) 17時必着

- 2) 2. の公募する補助対象事業の③

平成29年7月3日(月)～9月15日(金) 17時必着

4. 公募及び説明会の詳細

公募及び説明会の詳細については、公益財団法人 廃棄物・3R研究財団の下記(公募URL)を御参照ください。なお、説明会への参加申し込みは、別途同財団のホームページから行ってください。

https://www.iwrf.or.jp/subsidiary/save_co2/current/about_secondary.html

(公募及び説明会URL: このURLから参加申し込みができます。)

(説明会日程)

開催月日	開催時間	会場名	開催場所	定員
7月13日(木)	13:30～15:00 (12:30受付開始)	東京	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 会議室 東京都墨田区両国3-25-5 JEI 両国ビル8階	約50名
7月19日(水)	13:30～15:00 (12:30受付開始)	大阪	TKP新大阪 カンファレンスセンター 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1-4 KDX新大阪ビル	約50名

5. 問い合わせ先

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 JEI 両国ビル8階

TEL 03-5638-7162 FAX 03-5638-7165

担当 : 金井、久松、井草

E-mail : r.koudoka-1@iwrf.or.jp

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

直通 03-5501-3153

代表 03-3581-3351

室長 田中 良典 (内線6831)

室長補佐 鈴木 弘幸 (内線6822)

室長補佐 泉 知行 (内線6855)

担当 薄木 航 (内線6837)

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。）
- エ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(2) 対象事業

ア 事業の目的

地球環境の保全を図るとともに、資源の有効利用及び生活環境の保全に資するため、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO2型リサイクル高度化設備を導入することが必要となっています。

こうした省CO2型リサイクル高度化設備を導入することによって、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

イ 対象事業の要件

対象とする事業は、日本国内の事業所において設備を設置する以下のいずれかの事業であること。

① 複数樹脂同時選別設備導入事業

使用済製品のリサイクル工程における複数樹脂同時選別のための光学選別設備を導入する事業であること。

※「複数樹脂同時選別」とは、複数の樹脂及びその他異物の混合物を対象として、1つの設備を用いて、樹脂種類の特定並びに圧縮空気等を用いた2種類以上の樹脂及び残さの計3種類以上への選別を自動的に行うことをいう。

② 非鉄金属高度破碎・選別設備導入事業

使用済製品のリサイクル工程におけるアルミ、銅等の非鉄金属高度破碎・選別のための設備を導入する事業であること。

※「非鉄金属高度破碎・選別」とは、たとえば、素材の分離・選別性を向上させる高効率な破碎や、X線等を用いた含有元素等に応じた合金選別、複数センサーを組み合わせた高効率選別など、先進的な技術を用いて従来の破碎・選別よりも回収される素材の量又は質を向上させる破碎・選別をいう。

③ 店頭設置型圧縮・破砕設備導入事業

食品小売業等におけるペットボトル回収及び高度なりサイクルのために店頭設置型圧縮・破砕設備を導入する事業であること。

※「店頭設置型圧縮・破砕設備」とは、食品小売業等の店頭に設置され、一般市民によりペットボトルが直接投入される設備であり、色、形状等のペットボトルの特徴から、ペットボトルかどうかを識別し、圧縮又は破砕により減容化を自動的に行う設備をいう。

※「省CO₂型リサイクル高度化設備」とは、①の光学選別設備、②の高度破砕・選別のための設備、③の店頭設置型圧縮・破砕設備をいう。

※ 上記に該当する設備であっても、実用化に至っていないと判断される技術については対象外とする。

ウ 補助事業者

補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者とします。

ただし、一般廃棄物処理又は産業廃棄物処理を行うために必要な設備導入事業を応募される場合であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく業及び施設設置の許可が必要な場合にはその許可を得ている者、若しくは補助事業開始前までに許可を得る予定の者に限ります。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 法律により直接設立された法人
- ⑤ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

エ 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「ウ」の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(ア) リース

リースを活用する場合は、対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限ります。